

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-S-0047	防衛省携帯電話維持管理支援役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和9年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）
3. 入札日時 令和8年3月10日(火)（10:30）
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項保有個人情報等の取扱いに関する特約条項
11. その他
(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
(4) 契約締結日までに令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。

- (5) 入札に関する条件 仕様書2.2 a)～c)に定める本業務の実施体制並びに仕様書4.2 a)～c)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること
(提出期限：令和8年 2月 16日 (月) 12:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。)
- (6) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp>)を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 3月 6日 (金)までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (7) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (8) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。
受付時間 9:30～18:15 (12:00～13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 中島 電話 03-3268-3111 内線20824

仕様書			
品名	防衛省携帯電話維持管理支援役務	仕様書番号	第16号
		作成年月日	令和8年1月22日
		作成課	整備計画局サイバー整備課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、主として、防衛省本省内部部局において使用する防衛省携帯電話（以下「防衛省携帯」という。）の維持管理支援役務（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次による。

a) 防衛省携帯電話

防衛省が使用する音声通話、メール、Web閲覧及びWeb電話帳等の機能を有する携帯電話をいう。

b) 一般使用者

防衛省携帯を使用している者をいう。

c) 課室担当者

各課室において防衛省携帯の運用を担当する職員をいう。

d) 端末使用責任者

整備計画局サイバー整備課長をいう。

e) 端末使用責任者補助者

整備計画局サイバー整備課の防衛省携帯を担当する職員をいう。

f) アプリケーション維持管理責任者

防衛省携帯電話サービスの機能維持及びサービス提供に必要な処置を行う者で、防衛省が指定する者をいう。

g) キットティング

防衛省携帯の新規調達時における初期設定及び不具合発生時の初期化等において実施する各種設定作業をいう。

h) キットティング端末

キットティング作業を実施するための端末をいう。

i) 管理端末

防衛省携帯サービスの設定及び情報管理等を実施するための端末をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書が定める事項がこの仕様書と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書を優先する。

- a) **装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）**（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日。以下「情報セキュリティ通達」という。）

1.3.2 関連文書

- a) **防衛省の情報保証に関する訓令**（平成19年防衛省訓令第160号）
- b) **取扱い上の注意を要する文書等及び注意電算機情報の取扱いについて（通達）**（防防調第4608号。19.4.27）
- c) **防衛省携帯電話の利用及び管理要領について（通知）**（統幕シ第23号。令和7年3月24日）
- d) **IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）**（装管調第807号。令和3年1月21日）

1.4 一般事項

一般事項は、次による。

- a) 契約相手方は、本役務の履行に当たり、この仕様書の各要素を満足させなければならない。
- b) 契約相手方は、本役務の履行に当たり、第三者に従事させる必要がある場合には、あらかじめ、当該第三者の事業者名等を届け出た上で、官側の承認を得るものとし、当該者に契約の相手方と同様の保全の約定をさせること。
- c) 契約相手方は、防衛省から調達における情報セキュリティ基準の適合を取得していること。
- d) 本役務に係る成果物及び類似の派生物（企画等の構想も含む。）における一切の著作権及び所有権は、官側に帰属するものとする。
- e) 契約相手方は、貸与された資料等がある場合、その取扱いなどに関し、官側の指定する条件を遵守し、業務の完了後直ちに返却するものとする。
- f) 契約相手方は、会社及び個人で所有しているパソコン、スマートフォン等を使用してはならない。また、第三者に従事させる場合も同様とする。
- g) 契約相手方は、本役務にて官側が提供するデータ及び作成するデータについては、防衛省市ヶ谷地区区内にて官側が用意した機器（以下「官保有機器」という。）を使用し作業を行うこととし、官保有機器からのデータの取り出しは行ってはならない。
- h) 契約相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図しない脆弱性を除く。）が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得るべきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官側の意図しない変更を行ってはならない。

2 本役務に関する要求事項

2.1 実施場所、役務期間、役務時間及び人員

2.1.1 実施場所

防衛省市ヶ谷地区の官側が指定する場所とする。

2.1.2 役務期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

2.1.3 役務時間

9時30分から18時15分（土日、祝日及び12月29日から1月3日の間を除く。）

2.1.4 人員

1名以上の役務員を配置すること。

2.2 役務の実施体制

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- a) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下「役務員」という。）を確保すること。
- b) 役務員が、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- c) 役務員が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。
- d) 役務員は、日本国籍を有し、Android携帯電話端末の基本的操作ができること。

2.3 役務従事者名簿の提出

契約相手方は、契約締結後、速やかに役務従事者名簿を整備計画局サイバー整備課に提出する。

2.4 役務員の変更等の届出

役務員の変更等が必要となった場合には、役務従事者名簿を整備計画局サイバー整備課に提出する。

なお、後任の役務員に対し、確実に本業務内容の引継ぎを実施すること。

2.5 役務員の交代

役務員の交代は、次による。

- a) 端末使用責任者又は端末使用責任者補助者（以下「端末使用責任者等」という。）は、本役務を実施する上で、役務員の技術レベル、資質、態度等が運用管理業務に不適正と認められる場合には、当該不適正事項を契約相手方に提示した上で、役務員の交代を要求することができる。
- b) 契約相手方は、役務員が事故、病気、公共交通の遅延等に勤務できない状況である場合は、当該役務員と同等の技術レベルを有した役務員に交代することにより速やかに対応すること。

2.6 役務実施事項

2.6.1 キットニング作業

契約相手方は、端末使用責任者等の指示に従い、防衛省携帯（秘匿機能を有するものを除く。）のキットニング作業を実施するものとし、キットニング作業は、次による。

- a) 契約相手方は、官側が示した要領に従い、官保有機器であるキットニング端末及び管理端末を用いて、作業を実施する。

- b) キットティング作業の際必要となる各種データについては、アプリケーション維持管理責任者に連絡し、提供を受けるものとする。
- c) キットティング作業で取り扱う各種データについては、官保有機器であるキットティング端末及び管理端末以外で取り扱ってはならない。

2.6.2 メール設定作業等

契約相手方は、端末使用責任者等の指示に従い、防衛省携帯（秘匿機能を有するものを除く。）のメール設定作業等を実施するものとし、メール設定作業等は、次による。

- a) 契約相手方は、一般使用者等からメールの設定に必要な設定情報の提供依頼を受けた場合は、官側が示した要領に従い、設定情報を入手するとともに、一般使用者等に設定情報を提供するものとする。
- b) 一般使用者等からメール設定の作業依頼を受けた場合は、設定作業の支援を行う。
- c) メール設定作業等で取り扱う各種データについては、官側が貸与した機器以外で取り扱ってはならない。

2.6.3 Web電話帳の更新作業

契約相手方は、端末使用責任者等の指示に従い、Web電話帳の更新作業を実施するものとし、Web電話帳の更新作業は、次による。

- a) 契約相手方は、一般使用者等から防衛省携帯の使用者変更情報の提供を受けた場合は、官側が示した要領に従い、アプリケーション維持管理責任者にWeb電話帳の変更依頼を行う。
- b) アプリケーション維持管理責任者からWeb電話帳の変更完了の通知を受けた後、変更内容を確認するとともに、誤りを確認した場合は、再度、アプリケーション維持管理責任者に対し、Web電話帳の変更依頼を行う。
- c) Web電話帳の更新作業で取り扱う各種データについては、官側が貸与した機器以外で取り扱ってはならない。

2.6.4 管理端末の維持管理支援

契約相手方は、端末使用責任者等の指示に従い、管理端末の維持管理支援を実施するものとし、管理端末の維持管理支援は、次による。

- a) 契約相手方は、官保有機器である管理端末に登録される防衛省携帯の使用者情報を最新のものに維持するものとする。
- b) 一般利用者等から防衛省携帯のパスワードの初期化依頼を受けた場合は、管理端末を用いて、パスワードの初期化の作業を実施する。
- c) その他、端末使用責任者等からの指示に基づき、必要な作業を実施する。

2.6.5 利用者からの問い合わせ対応

契約相手方は、端末利用者からの端末の設定要領及び操作要領についての問い合わせに対し、必要な対応を実施するものとする。

2.6.6 その他

2.6.1～2.6.5に示した役務実施事項のほか、官側が指示した防衛省携帯に関する作業を実施するものとする。

2.6.7 役務実施報告

本役務で実施した内容について、作業項目、作業詳細、実施日時、対応者、依頼部署名等を記載した役務実施月間報告書を作成し、月1回を基準に官側に報告する。

また、契約相手方は役務提供完了後、役務完了報告書を提出するものとする。

2.6.8 一般使用者等との調整

役員は、必要に応じ、一般使用者等と作業日程等の調整を実施する。

3 検査

本役務に関する検査は、本仕様書に基づき支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表1による。

なお、電子媒体については、契約相手方が用意するCD-R又はDVD-Rにまとめ、追記不可の処置を講ずるものとする。

表1－提出書類

名称	提出期限	提出部数	提出先
役務従事者名簿	契約締結後速やかに (変更等が発生した場合は、 変更後速やかに)	電子媒体1部	整備計画局 サイバー整備課
役務実施報告書	役務完了後速やかに		
役務完了報告書	役務完了後速やかに		

4.2 情報保全

契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指

導，監督，業務支援，助言，監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

- d) 前記の保護すべき情報の細部については，表2のとおりとし，細部は官側との調整による。

表2－保護情報

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項
1	防衛省携帯の電話番号及びメールアドレス	(1) 携帯電話番号 (2) メールアドレス	-
2	キitting作業で取り扱う各種データ	(1) 携帯電話端末情報 (2) 管理端末情報 (3) 認証情報	-
3	メール設定作業等で取り扱う各種データ	(1) メールアドレス (2) アカウント (3) パスワード (4) メールサーバ情報	-
4	メールデータ	端末使用者の送信メール及び受信メール	-
5	Web電話帳データ	Web電話帳に登録されている情報 (1) 氏名 (2) 電話番号 (3) 所属 (4) メールアドレス	-
6	管理端末の維持管理支援で取り扱う各種データ	(1) 携帯電話端末情報 (2) 管理端末情報 (3) 認証情報	-

- e) 契約相手方は，本役務の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに，それらの部外への利用，公表などを官側の許可なく行ってはならない。

4.3 官側における支援

契約相手方は，本役務の履行に当たり，次の事項について官側の支援を必要とする場合は，事前に官側と調整の上，無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 防衛省内における電力，水，スペース等の使用
- b) 防衛省内における施設の利用
- c) 防衛省内における官の保有する関連器材の使用
- d) 防衛省内における構内回線の利用
- e) その他，官側が認めた必要な事項

4.4 仕様書の疑義

この仕様書に対して疑義を生じた場合は，速やかに契約担当官等と協議するものとする。

情報セキュリティ指定書	発簡番号	
	調達要求番号	
	調達要求年月日	
	作成部課	整備計画局サイバー整備課
	作成年月	令和8年1月22日
品名	防衛省携帯電話維持管理支援役務	
仕様書番号		

1 保護すべき情報の管理

契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報として指定された情報

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考
1	防衛省携帯の電話番号及びメールアドレス	(1) 携帯電話番号 (2) メールアドレス	-	
2	キitting作業で取り扱う各種データ	(1) 携帯電話端末情報 (2) 管理端末情報 (3) 認証情報	-	
3	メール設定作業等で取り扱う各種データ	(1) メールアドレス (2) アカウント (3) パスワード (4) メールサーバ情報	-	
4	メールデータ	端末使用者の送信メール及び受信メール	-	
5	Web電話帳データ	Web電話帳に登録されている情報 (1) 氏名 (2) 電話番号 (3) 所属 (4) メールアドレス	-	
6	管理端末の維持管理支援で取り扱う各種データ	(1) 携帯電話端末情報 (2) 管理端末情報 (3) 認証情報	-	

3 特記事項

特になし